

GRグリーンレンタル 補償制度のご案内

登録ナンバー付き車両

種類	レンタカー	軽自動車 ダンプ（2t、4t） 高所作業車 その他、架装車両など「わ」ナンバー登録	貨物用バン 平ボデー
	自走式建設機械	ホイールローダー コンバインドローラー 他	マカダムローラー スィーパー
補償・サポート料(月額)	300円～800円	※各機種に異なる	
対人賠償	無制限	1事故免責金額 20万円	
対物賠償	3,000万円	※1事故20万円未満は実費請求いたします。	
人身傷害	1名につき 3,000万円		
車両損害 補償	部分損	お客様ご負担金 1事故 10万円～20万円	※免責規定に該当する場合対象外
	全損盗難	お客様ご負担金 購入時の本体価格の 10% 且つ下限が 20万円～	※免責規定に該当する場合対象外 ※左の金額は下限です。車両の購入年月日、購入価格により変動します。

登録ナンバーのない建設機械

種類	油圧ショベル ブルドーザー	クローラードンプ 発電機	振動ローラー コンプレッサー 他
	補償・サポート料(月額)	200円～1,500円	※各機種に異なる
対人賠償	1億円 (1名につき) ※1事故につき3億円	免責 20万円	
対物賠償	2,000万円	※1事故20万円未満は実費請求いたします。	
車両損害 補償	部分損	お客様ご負担金 1事故 1万円～20万円	※免責規定に該当する場合対象外
	全損盗難	お客様ご負担金 購入時の本体価格の 10% 且つ下限が 5万円～	※免責規定に該当する場合対象外 ※左の金額は下限です。車両の購入年月日、購入価格により変動します。

※「全損」とは、事故により損傷し原状回復・修理ができないと弊社が判断した場合を指します。
 ※補償料を徴収していない汎用機械は補償対象外です。損害が生じた場合は対応できません。
 ※1事故とは1回の動作で生じた事故をさします。
 ※部分損、全損盗難は、機械ごとにお客様ご負担金が違います。詳しくはお問い合わせください。
 ※お客様ご負担金とは保険が適応された場合です。認定されない事故は実費請求をする場合があります。

- 運搬
- 油圧ショベル
- アタッチメント
- 車両
- 舗装締固め
- 整地
- 積み込み
- 発電機
- コンプレッサー
- ウェルダ
- ポンプ
- 電動工具
- シーズン用品
- 油圧ツール
- コンクリート
- 切断
- 清掃・洗浄
- エアツール
- ハウス
- 投光機・信号機

補償制度
店舗案内

免責規程

(次の項目に該当する場合、補償の対象外です)

車両、建設機械共通

- 1 事故現場で、被害者又は加害者と示談交渉（口約束、署名）を行った場合
- 2 事故を起こした人と被害者の勤務する会社と同じ（元請、下請を含む）場合
- 3 事故を起こした人あるいはその人の所属する会社の管理下にある財物が被害に遭った場合
- 4 故意または、重大な過失があり本来の使用方法から逸脱した場合
- 5 地震、噴火、津波、洪水等天災による損害
- 6 戦争、紛争、暴動による損害
- 7 偶然的な外来の事故によらない電氣的、機械的事故
- 8 詐欺、横領など警察に届け出のない、又は受理されない盗難
- 9 修理・整備作業による過失または技術拙劣により生じた損害
- 10 通常の使用結果として生じる消耗品（履帯、ベルト、チェーン、オイル、電球等）の損害
- 11 自然の消耗・劣化・錆（塩害を含む）、かびによる損害
- 12 燃料に起因する損害（劣化した燃料を使用した。ディーゼル車にガソリンを給油したなど。）
- 13 レンタル機械により生じた2次的損害（工事の遅延による違約金の発生など）の請求
- 14 その他、重大な法令違反、管理不備、偶然ではなく予見できた事故による損害
 - ① 無免許、無資格、運転中の携帯電話の使用、酒酔い・薬物の乱用により正常な判断ができない状態により発生した損害
 - ② 登録ナンバーのない車両・機械で公道を走行し生じた事故
 - ③ 度重なる事故を起こし、物品を損傷させたにもかかわらず連絡がない場合
 - ④ 事後報告。返却の際に、使用中に損傷したことを報告した場合
 - ⑤ 2事故だが、1事故と報告するなど故意の報告をし損害を免れようとした場合
 - ⑥ 契約期間が過ぎても連絡がなく、返却せず使用し発生した事故
 - ⑦ 作業で汚損したまま放置し、適切な管理を怠った場合
 - ⑧ 管理不備により生じた事故
(例/施錠できる場所にあるにもかかわらず、その施設を施錠しない。機械の鍵をつけたまま放置し、第三者が使用し損害を発生させた場合)
 - ⑨ 高所作業車、クレーン付きトラック、ダンプ等のベッセル、アウトリガー、ブームの格納を忘れたまま走行し生じた損害
※過失の有無を確認し、過失がないと判断した場合はこのかぎりではない。
 - ⑩ 貸し出した状態ではなく独自の架装がされ、それにより生じた損害
 - ⑪ 運搬中の事故、道路交通法違反による損害
(例/高さ制限違反、過積載、積荷を適切に固定せず起きた事故で第三者へ損害を与えた場合)
 - ⑫ 日常点検、異常が発生した場合の点検等を怠った使用による損害
(例/オイルの警告灯が点灯しても、点検や弊社への連絡を行わず使用しエンジンを焼け付かせた場合)
 - ⑬ 予見できた事故
(例/クレーンの最大吊荷重量を越えて吊り上げ、クレーンを損傷させる。油圧ショベルで無理に物をつかみアームを破損させたり、アタッチメントを壊す)
 - ⑭ 用途外使用で生じた損害
(例/油圧ショベルのノーマルバケットでの杭打)
 - ⑮ 災害が予見されるのに対策をしない
(例/台風が接近しているのにレンタル機を現場に置いたまま水没させる)
- 15 部品のみ（モーター、バッテリー等）の盗難
- 16 事故原因があいまいで、正確な事故状況を確認できない
- 17 その他、引受保険会社が事故と認定しなかった場合
- 18 申込者ではない第三者が使用し発生した損害

平成 30 年 5 月 1 日

※世情の変化により、予告せずに変更する場合がございます。

事故時の対応

● 担当者へ事故情報の通知

- (1) 機械名、現場名、使用者、現場責任者の連絡先
- (2) 損害対象の有無→使用中の機械損傷か、相手の機械もあるのか、けが人を伴うのか、物損か
- (3) 相手がいる場合、相手の連絡先
- (4) 官公庁へ連絡をした場合、その担当者

● 事故時にやってはいけないこと

- (1) けが人がいるのに救護活動をしない→必ず救護活動をし、必要に応じて救急車を要請する。
- (2) その場での示談交渉→口約束、署名など事故の大小にかかわらず行わない。
- (3) 現場からの逃走・事故の隠蔽→後々、大きな事件へ発展しかねないので報告は必ず行う。
- (4) 事件事故の際に、警察消防などに通報しない→必要に応じて関係官庁へ連絡をする。

運搬

油圧ショベル

アタッチメント

車両

舗装締固め

整地

積み込み

発電機

コンプレッサー

ウェルダー

ポンプ

電動工具

シーズン用品

油圧ツール

コンクリート

切断

清掃・洗浄

エアツール

ハウス

投光機・信号機

補償制度
店舗案内